

事業主殿

令和5年10月

(一社) 茨城労働基準協会連合会
(一社) 鹿島労働基準協会

「化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習」
開催のご案内

(茨城労働局長登録教習機関登録番号 1 - 16 登録満了日 令和9年11月7日)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は職場の安全衛生の確保にご尽力されておられますことに敬意を表します。

第一種圧力容器の取扱作業のうち、化学設備(令第9条の3第1号)に係る第一種圧力容器の
取扱い作業については、標記の技能講習を修了した者のうちから、化学設備関係第一種圧力容
器取扱作業主任者を選任し、当該作業の直接指揮、異常時の必要措置等の法定事項を行わせ
なければならないことになっております。(ボイラー及び圧力容器安全規則第63条)

就いては、今般、標記講習会を実施することとなりましたので、貴事業場における安全衛生確保
を図るため、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 講習日時
- 令和5年11月14日(火) 9:00 ～ 18:20【昼食・休憩等を含む】
〃 〃 15日(水) 9:00 ～ 17:15【 〃 】
〃 〃 16日(木) 9:00 ～ 17:15【 〃 】
(※ 受付は 15 分前より始めます)

2. カリキュラム

	講習科目	講習時間
1日目	第一種圧力容器の構造に関する知識	3時間
	危険物及び化学反応に関する知識	5時間
2日目	第一種圧力容器の構造に関する知識	3時間
	第一種圧力容器の取扱いに関する知識	4時間
3日目	第一種圧力容器の取扱いに関する知識	3時間
	関係法令	3時間
	修了試験	1時間

3. 講習会場
- 鹿嶋勤労文化会館2階研修室
(鹿嶋市宮中325-1) ☎0299-83-5911

4. 受講料等
- 1名につき **13,200** 円(税込)
テキスト代 **3,410** 円(税込)

5. 定員
- 100** 名
※1事業所の申込み人員は最大5名とさせていただきますので、ご理解・ご了承を
お願い致します。

6. 受講資格
- 化学設備の取扱いの業務に5年以上従事した経験を有する者
※ 受講申込書の受講資格証明欄に事業主が証明のこと

7. 申込方法
- 10月16日(月) から、10:00 ～ 17:00** の間に電話による予約受付を致します。
☎ 0299-83-8440 (先着順にて受付、但し定員に達し次第締め切ります)
電話にて予約後、別紙申込書に必要事項を記入の上、カラー写真(申込前6ヶ月
以内のもの、3.0cm × 2.4cm) を貼付し、受講料及びテキスト代金を添えて申
込期限までにお申し込みください。
尚、テキストはご本人に当日お渡し致します。

8. 申込期限
- 令和**5**年**11**月**2**日(木) (締切日必着)

9. 申込先
- (一社) 鹿島労働基準協会
〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中 1995-57 TEL 0299-83-8440
〈会 員 事 業 場〉 受講料及びテキスト代を銀行振込希望の場合は、協会発行の請
求書到着後に指定口座へ振込んでください。
〈非会員事業場〉 現金書留にてお願いします。
※ 返信用封筒の同封をお願いします。

10. 申込書
本人確認
- 技能講習(作業主任者含む)を受講される方は、氏名、生年月日、現住所等を
確認できる公的書類の提示等が必要となりました。
講習初日に下記のいずれかの確認書類を持参してください。提示がない場合は合
格しても修了証は発行できない旨ご了承ください。
尚、平成29年4月1日以降に茨城労働基準協会連合会の技能講習を受けて修了
証をお持ちの方で、新たに他の技能講習を受ける方は、下記の確認書類の代わり
に茨城労働基準協会連合会交付の技能講習修了証(原本)及び住所を変更して
いる場合は住所変更が分かる書類(公共料金支払い書類等)を持参してください。

確認書類(原本)

自動車運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、在留カード
※ 健康保険証、パスポートについては現住所を確認できる書類も持参

11. 修了証の交付
- 全科目を受講し、かつ修了試験に合格した者には法定の修了証を交付いたします。
但し、遅刻、早退、欠席した者は、修了試験が受けられないので注意してください。

12. そ の 他
- ① 受講申込後の受講料は、お返しいたしません。但し、受講者の変更は可。
② 受講者の氏名・生年月日・現住所は、申込書に記入されたものが修了証に記
載されるので、誤りのないように記入してください。
③ 試験はマークシートで行ないますので、HBの鉛筆をご持参ください。
④ 外国人の方は、在留カードの写しを添付してください。

※「申込書」の受講資格証明欄の記載例

- ・化学設備の種類、名称
(危険物を(又は引火点 65℃以上の物を引火点以上で)製造又は取扱う設備)
(例) 反応器、蒸留塔、抽出器、混合器、熱交換器、貯蔵タンク等
- ・危険物等の名称
(労働安全衛生法施行令別表第一の危険物又は引火点が 65℃以上の物質)
(例) 危険物・・過酢酸、黄りん、塩素酸カリウム、ガソリン、水素等
引火点 65℃以上の物・・クレオソート油、アニリン等